

登 錄 版
BULLETIN
 DE LA

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

明治二十二年三月二十三日發兌

第拾壹號

大日本監獄協會



大日本監獄協會雜誌第拾壹號

明治二十二年三月二十三日

特別廣告

各監獄等に於て監獄學及び監獄關係の學術に關し出張講義又は出張講義を請はるゝ者少なからず候に付き自今本會は其の求めに應せん爲め適當の人に出張を依頼することの協議を致し置き候間希望の諸君は小生へ向け親展書狀を以て御照會被下候はゞ講師招聘の儀相取計可申候

右會員各位に廣告致し候事

明治二十二年三月十七日

大日本監獄協會主幹 宇川盛三郎

會員各位侍史

官報

自明治二十二年二月一日
至明治二十二年二月二十八日

取憲法ヲ發布スルニ當リ此處典ヲ表シ憲法ヲ施行シカ爲メニ特ニ命シテ左ノ條

大日本監獄協會規則

- 第一條 本會ハ大日本監獄協會ト稱ス
- 第二條 本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及監獄關係事業ノ改進ヲ圖スルニ在リ
- 第三條 本會ノ事業ハ左ノ如シ
一 監獄事業ヲ獎勵スル事
二 出獄人保護事業ヲ獎勵スル事
三 貧民ノ救済及モ教育ニ關スル事業ヲ獎勵スル事
四 監獄事務ニ關スル事
五 監獄文書ニ關スル事
六 監獄圖書ニ關スル事
七 監獄建築ニ關スル事
八 監獄設備ニ關スル事
九 監獄衛生ニ關スル事
十 監獄其他ニ關スル事
- 第四條 本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ進捗ヲ協議スル事
- 第五條 雜誌ハ毎月一回發行シテ會員ニ頒布ス
- 第六條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
一 正會員
二 特別會員
三 寄書
四 通信
五 會費
六 會務
七 會務
八 會務
九 會務
十 會務

三 特別會員

- 第七條 推薦員ハ本會ノ特ニ推薦スル方ヲ指ス
- 第八條 推薦員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第九條 推薦員ハ本會ニ關スル一切ノ事務ヲ擔當ス
- 第十條 推薦員ハ本會ニ關スル一切ノ事務ヲ擔當ス
- 第十一條 推薦員ハ本會ニ關スル一切ノ事務ヲ擔當ス
- 第十二條 推薦員ハ本會ニ關スル一切ノ事務ヲ擔當ス
- 第十三條 推薦員ハ本會ニ關スル一切ノ事務ヲ擔當ス

第拾壹號目次

○特別廣告	丁數
○官報	一
○講義	七
○監獄學講義	七
○日本治罪講義	一二
○譯文	一七
○寄書	二六
○監獄協會主幹各位及全國の典獄各位に望む	三一
○獄地位論に答ふ	三一
○人口と受刑者の比例	三五
○通信	四〇
○本會記事	五五

項ニ依リ大赦ヲ行ハシム
御名 御璽

明治二十二年二月十一日

勅令第十二號

内閣總理大臣	伯爵黑田清隆
樞密院議長	伯爵伊藤博文
外務大臣	伯爵大隈重信
海軍大臣	伯爵西郷從道
農商務大臣	伯爵井上馨
司法大臣	伯爵山田顯義
大藏大臣兼内務大臣	伯爵松方正義
陸軍大臣	伯爵大山巖
文部大臣	伯爵森有禮
逓信大臣	伯爵榎本武揚

大日本帝國議會法律第二十號

(二〇五)

第一條 本令發布以前ニ於テ左ノ罪ヲ犯シタル者ハ之ヲ赦免ス

一 刑法第一百七條第一百九條ノ罪

二 刑法第二百一一條第二百三條第二百二十五條第二百二十六條第二百二十七條ノ罪

三 刑法第二百二十九條第三百十條第三百三十一條第三百三十二條第三百三十三條第三百三十四條ノ罪

四 刑法第三百三十六條第三百三十七條第三百三十八條ノ罪

五 刑法第四百一一條ノ罪

六 陸軍刑法第五十條第五十三條第五十四條第五十五條第五十六條第五十七條第五十八條第五十九條第六十條第六十一條第六十二條第六十三條第六十四條ノ罪

七 陸軍刑法第六十六條第六十七條ノ罪

八 陸軍刑法第六十九條第七十條第七十一條ノ罪

九 陸軍刑法第九十三條第九十四條ノ罪

(三〇五)

大日本帝國議會法律第二十號

(四〇五)

大日本監獄協會誌拾壹號

- 十 陸軍刑法第九條第一百十條ノ罪
- 十一 海軍刑法第五十六條第五十七條第六十條第六十一條第六十二條第六十三條第六十四條第六十五條第六十六條第六十七條第六十八條第六十九條第七十條第七十一條ノ罪
- 十二 海軍刑法第八十六條第八十七條ノ罪
- 十三 海軍刑法第一百條第一百一條ノ罪
- 十四 海軍刑法第一百十條第一百十一條ノ罪
- 十五 海軍刑法第二百十六條ノ罪
- 十六 保安條例ノ罪
- 十七 集會條例ノ罪
- 十八 治安ヲ妨害スルノ目的ヲ以テ爆發物取締罰則ヲ犯ス罪
- 十九 新聞紙條例第二十一條第二十二條ニ違ヒ第三十條第三十一條ニ該ル罪及ヒ第三十二條ヲ犯ス罪但第三十條ニ該ル者ノ内風俗ヲ壞乱スルカ爲メ發賣頒布ヲ禁セラレタル新聞紙ヲ發賣頒布シタル者ハ赦免セス

大日本監獄協會誌拾壹號

(五〇五)

- 政治ニ關スル意思ヲ以テ同條例第一條第三條ニ違ヒ第二十七條ニ該ル罪及ヒ第十六條第十七條第十八條ニ違ヒ第二十九條ニ該ル罪
- 出版條例第十六條第十七條第十八條ニ違ヒ第二十七條ニ該ル罪及ヒ第二十四條ヲ犯ス罪但第二十七條ニ該ル者ノ内風俗ヲ壞乱スルカ爲メ發賣頒布ヲ禁セラレタル文書圖書ヲ發賣頒布シタル者ハ赦免セス
- 政治ニ關スル意思ヲ以テ同條例第三條ニ違ヒ第二十一條ニ該ル罪第六條第七條ニ違ヒ第二十二條第二十三條ニ該ル罪及ヒ第十五條第十九條第二十條ニ違ヒ第二十七條ニ該ル罪
- 第二條 舊法ニ依リ處斷セラレタル罪ト雖モ其性質前條ニ記載シタル罪ト同一ナル者ハ之ヲ赦免ス
- 第三條 數罪俱發例ニ依リ處斷セラレタル者最重ノ罪赦免ヲ得タル場合ト雖モ他ノ罪ニ其効ヲ及ホサス
- 第四條 赦免ヲ得ルト雖モ既ニ徵收シタル罰金科料及ヒ沒收シタル物件ハ還付セス

第五條 陸軍大臣海軍大臣司法大臣ハ本令ノ施行ニ關シ必要ノ指揮ヲ爲ス可シ

● 辭令

免本職補東京衛戍監獄副長

宇都宮大隊副官
官陸軍歩兵中尉

瀧山直藏

免本職補宇都宮大隊副官

東京衛戍監獄副官
長陸軍歩兵中尉

野嶋直好

● 未決者滯留人員 宮城縣ニ於テ昨年十二月三十一日現在未決者ノ内半年以上滯留セル者ヲ調査セシニ半年以上一年未満五人一年以上一年半未満五人一年以上二年未満一人ニシテ合計十一人ナリ之ヲ犯罪ノ種類ニ因リテ區別スレハ官印偽造一人官文書偽造一人詐欺取財三人竊盜二人貨幣偽造三人贓物故賣一人ナリ

● 歐米諸國犯罪増加 ステツソン氏ハ北米合衆國ニ於ケル微治監入監者及ヒ監獄囚徒ノ員數ニ照シ犯罪ノ數ハ南北戰爭以來人口ニ對スル割合三分一以上ノ増加ヲ來セルコトヲ斷言セリ即チ氏カ調査セル所ノ最近四十年間ニ於テ人口百万ニ對スル監獄ノ數ハ左ノ如シ

千八百五十年

二九〇

千八百七十年

八五三

千八百六十年

六〇七

千八百八十年

一、一六九

世人ハ往々説ヲ爲シテ米國犯罪者ノ増加ハ悉皆之ヲ外國居住民ニ歸セサルヘカラスト言ヘリ氏ノ意見ニ據レハ事實全ク然ラサル者ノ如シ現ニ千八百五十年中外國產囚徒ノ數ハ本國人ヨリ多キコト五倍ノ割合ナリシニ今ハ減シテ二倍弱トナレリ

又歐洲ニ在リテ佛蘭西ハ此半世紀中囚徒ノ數ヲ増スコト三倍再犯者同五倍搬運ハ二三年間ニ十

八歳以下ノ囚徒ヲ増スコト四十三割兒童同十割コシテ字國ノ八番縣ニ於ケル財産ニ對スル犯罪數ハ殆ト五割ノ増加ヲ來セリ右字國ニ於テハ多少教員具有ト認ムベキ犯罪者ノ數非常ニ増加セリ即チ偽証ノ増加十割詐欺倒産同十五割官吏濫職同三十五割ナリトス又巴里ニ於ケル七年間(千八百七十九年ニ終ル)ノ犯罪増加數ハ二十三割七分、瓦教條同二十一割八分ナルニ英國ニ於テハ二十四年間ニ犯罪者ヲ増スコト僅ニ六割七分ノ割合ナリトス

昨年十二月廿七日英國
ハルメルヘセント

講義

○ 監獄學講義(第三回)

正員

宇川盛三郎

東京

前回即ち大日本監獄協會雜誌第五號及び第六號の兩號に於て監獄學に關する緒論を爲したり就ては右にて會員諸君は監獄學の必要なる事は充分に了知せられたりと思考す依りて是れよりは章を分ち項を別ち順次講究するものと爲すへし

第一章 監獄法

監獄法と云ふは歐洲に於ては二つの文字を以て言ひ表はすものなり即ちペニテシヤリーの語とジステムの語の二つを以て表明せらるゝものとすジステムなる語は組織する又は定むると云ふの意にして方法を云ふものなり尤も我國に於

て方法と云ふときには學理よりは事ゝ實行の方を云ふか如く茲にシステムと云ふは學理と實際とを含糊したるの謂なり又ベニテンシャリーと云ふは悔悟と云ふ意を含み又は懺悔の意を含むものなり悔悟と云ふは已れの所業の惡かりしとを悟り再び之を爲さずと云ふを誓ふの意なり又懺悔と云ふは已れの所業の惡しかりしか爲めに罰を受けたるを悟るの意なり刑をベナールと云ふは即ち此のベニテンシャリーの變語あるに外ならず刑とは悔悟遷善を爲さしむるの罰を云ふものにして監獄とは其の刑の執行を云ふものとす右の次第なれば監獄と云ひ刑と云ひ人心改良を掌とるに外ならずものとする依りて監獄學と云ふときは其れ等の全體を總稱すると云ふを得へし又監獄法と云ふときは右全體の中の獄事の部分のみを云ふを得へし然れども今此に監獄法の章を設くるは第一回及び第二回の講義を緒論と看做するの趣意なれば監獄法と云ひ監獄學と云ひ總て同一のものと認められんことを希望す

監獄法の字義は以上の如きものなれば今之を其の實際上より區分するときには罪を恐れしむるものと即ち恐罪法を以て罰するものと處刑人の心を改良する即ち教誨

に關する百般の制度、百般の機關、百般の方法を合著するものと云ふへし右を以て監獄法の定義と看做すを得へし今一言にて監獄法の定義を下さんと爲すときは非常の困難を來たすなり罪を恐れしむるを云ひ、罪を罰すると云ひ、人心を改良すると云ひ其の結局とするとよろは罪人の心を矯正して再び罪人ど爲らしむるものと無く天下皆な良民ならざるはなしと云ふに至らしむるものなれば一言を以て定義を下さるへからずと云ふの命令あるときは事ゝ監獄法とは人心改良法なりと云はざるを得ず

斯くの如きの定義を下すに於ては爲めに教誨のみに偏して司獄上言ふへからざるの不都合を來たし監獄は却て懶惰者の場所と爲るべきやを恐れざるを得ず尙ほ右の定義に就き會員諸君中に御意見を有せらるゝ方々あらは請ふ其の教を客するゝなからんことを

以上の如きものなれば監獄法に於て研究すべきは立法の事もあるへし處刑の事もあるへし慈惠の事もあるへし而して其の目的とするところは三個に止まるなり第一は社會の安全を維持する事、第二は惡事を罰する事、第三は罪人を復讐遷善

(一五)

せしむる事はれなりとす
一度罪を犯したる者は恰も社會學と監獄學との境界を越へて監獄學の所轄に入りたるものと云ふへし罪を犯さる以前は社會學即ち道德學の管轄を受くべきものとするなり

社會は其の權利を害せられ其の利益を害せられ又其の安全を害せられたるものあれば罪人に對して其の罪に割り合ふとよろの刑を適用せられんことを要求し又其の受けたる損害の贖ひあらんことを要求するものなり然らば此に一の犯罪ありとするときには其の犯罪の輕重如何に拘はらず其の違警罪なるど其の輕罪なると其の重罪あるとを問はず二つのもの相對するものと云ふへし第一は原告にして第二は被告は是れなり原告は社會にして被告は罪人なり然らば從つて二箇の利益相對するものと云ふへし第一は原告の利益にして第二は被告の利益はれなり

右の如く重大なる利益のあるものなれば監獄法は一方に偏するに於ては其の目的を達するを得ざるなり右の二箇の利益あるを忘るゝに於ては監獄法の効力も

大日本監獄協會誌拾號

大日本監獄協會誌拾號

(一五)

餘も無きものと云はざるを得ざるなり然らば監獄法に誤りて不當の原則を立つるが不當の方法を定むるに於ては社會又は罪人の一方の權利及び利益を害するに補遺なかるへし又時としては原被告兩造の利益及び權利を害するふと多かるべきなり原告の利益は社會をして安全ならしむるに在り社會の人民をして幸福ならしむるに在り而して被告も亦た社會の一分子なれば原告も被告の人間たるの權利及び利益は之を辨護せざるを得ざるべきなり被告は亦た其の罪犯たるの場合に於ける自己の權利及び利益を保護すべきものなれば原告被告の自ら相聯絡するの利害を有するふと少なからざるなり

故に處刑に於ては社會の爲めに復讐を爲すと云ふか如き言は最早廢棄せざるを得ず社會は遺物者に代つて遺物者の意を貫徹せしむるものなり遺物者は人を受するも人を惡まざるものなり即ち人の所業にして惡しき事は之を罰し又は之を赦すなれとも其の人に對じて復讐を爲すと云ふふとは毫も其の意中に無きものと云はざるを得ず社會は人民相集合して共に其權力を維持し其の安全を維持し而して各自は此の權利及び此の安全より夫れ夫れの利益を受くるものなり故に

社會は各個人の父母の如し父母にして乱りに其の子に對して復讐の所業を爲すと云ふまとは有り得へからざるものとす然らば社會は罪人の所業を罰するも罪人其の人を罰するものにあらざるなり

○

○日本治罪法講義(第九號の續き) 正員 井本常治 東京

治罪法第九條に就き前會は確定裁判のよとを講し此れを以て公訴權を用ひ終りたるものとなさる可らざるよとを説明したり即ち本會以下に講せんとする他の公訴權消滅の場合とは大に異なるものあるを特に記憶せざる可らざるなり

諸第九條に於て規定したる公訴權消滅の第一原由は被告人の死去あり

元來刑は一身に止り其子孫に及ばすとは近代刑法上の一大原則にして文明諸國の法律に於ては疑ひもなく遵奉せらるゝ處なり故に理論上より云へば刑の一身に止まるゝとは殊更らに法律に定めざるも可なるか如し唯本條第一の規定は此の原則を明定したるものと知るへし而して今日に於ては特り子孫に及ばざるのみならず又其死屍にも及ぶものあらざるなり例之は曩日兇徒ありて某大臣を以

傷し面して其身と其場に倒れたるの實例に徴すへし彼れか刑法上の犯罪人たるよとは衆証殆んど明白にして爭ふ可らざるか如しと雖彼れは本條の規定に依て公訴を受けるよとなし從て其死屍も亦尋常一般の自由人民の死屍と同一にして死刑者の遺骸の如く式を設けて葬る能はざる如きものにあらす其終身の名と罪の下に掩はるゝか如きよとあらざるなり而して其此の如くなるものは死者口なきを以て自己の所爲に就き辯護の道なきか故從て適當の裁判を宣告するの便宜なきによるものなり若し夫れ苟も然らずして此の如きものに刑を宣告するよとせんか果して如何なる情狀よりして其茲に至れるやと知るの由なきを以て適當の刑を見出すに困難なるのみならず其多くの場合は冤枉の爲め二罪名を受けるか如きものあるを免れざるなり此れ死者に就ては犯罪の事實顯然たる場合と雖公訴の權利を消滅せしむる所以なり

然るに茲に一の犯人刑の宣告を受け其宣告未だ確定に至らざるの際死去したるものありと假定せん此の者に就ては如何に處分せは可ならんか一の疑問たるを免れず余は此れを解して此の場合に於ても公訴權は當然消滅すべきものと斷

定すへし故に其宣告に於て罰金科料若くは沒收等を言渡され居るとも此等に於ける責任も共に消滅すへし其理由は本來裁判なるものは所云公訴權の實行に外ならざるか故已に一階の裁判を経ると雖其裁判の確定に至らざる間は當さに公訴權實行の途中と云はざる可らず即ち裁判の確定するに至りて初めて公訴權の實行は完了したるものと云ふへし故に其實行の中途に於て公訴權消滅の理由發生したるときは最早此れを繼續するものと得ず此れまで行ひ掛りたる事も凡て無効に屬せざる可らざるの理ありて存すればなり然れ共沒收の宣告中に於て法律の禁制品ある場合に於ては固は公訴權の問題に係らず法律上當然其物に就き禁制したるものたるを以て此れを沒收すへきものとす

裁判の一旦確定したるときは其言渡したる身勝手上の刑は當然消滅すへきものとるべき事實に至ては消滅するの限りにあらず故に死後と雖確定裁判を経たるものにありては罪名の下に掩はれざるを得ざるものなり且其已に宣告を受けたる科料罰金の類は政府に於ては民事上の權利を以て被告人の財産に就き徵收するを得るか故理論上に於ては相續人より納完するの責任ありとなさざる可らず

然れ共我邦に於ては罰金を折算して禁錮に代ゆるの法律あり又相續の法に於て此れを許す可らざるの障礙あるを以て刑法の附則第二十條を以て確定裁判を経たる場合と雖亦此れを徵收せざるものとせざる其沒收及び裁判費用に至ては罪人死去の後と雖政府は徵收の權利あるものと決定するも妨ぐなきの事實あり故に今日實際に於ても亦此の如く實行なせり刑法附則第五十三條に就て見るへし此れ沒收は單に其物に就て言渡したるものにて又裁判費用は純然たる民法上の權利を政府に於て維持するものたるを以て此の如く定めたるものなり

此の第一理由に於ては今一箇の問題あり有夫姦の場合此れなり或學者の説に曰く有夫姦なるものは必ず有夫の婦と他姦夫との二人揃ふにあらざれば成立する能はざるの犯罪なり故に其刑の如きも一人にのみ宣告するを得ず即ち二人不可分の犯罪と云はざる可らず此の理由により若し今姦婦の死去したる場合ありとせんに姦夫のみに就ては到底公訴を提起するものと得ず何となれば姦婦は元來有夫の婦にして他の男子に通したりと云ふのみを以て犯罪を定め得るものとされ其姦夫に就ては一箇有夫の婦を定めされ此の罪を定むるを得ず而して其姦

(六一五)

婦已に死去したりとすれば到底公訴權を起す能はざるものたるを以て男子に就ての公訴權も此れと共に消滅したりとなさざる可らずと云ふにあり然れ共此の議論は大に學者社會の攻撃を受くる處にして余も亦此れに在相する能はず何となれば元來犯罪の中にて一人にして此れを全ふし得ざるものは特り有夫姦に限るにあらす兇徒聚集罪の如き賭博罪の如き皆然り然れ共此の如き罪は其共犯人の死去に由り生存者か公訴を受けざるの理由あらざるものと辨するまでもなし或は正犯者と従犯者どあるの場合に於ても共に一個の犯罪者たるを以て一方の死去により他の一方にまで公訴權の消滅すへき理由あらす然らば何ぞ有夫姦の場合に於てのみ共犯者の死去により他の生存者までも公訴を受けざるの地位に至るを得ん且つ姦婦は只他の男子と通したりとのまとのみにて足れるか故姦夫の死去は姦婦の公訴權を消滅せしめすとの理を知らば姦夫と亦有夫の婦と通したりとの事實のみを以て公訴を受くへきものなるか故姦婦の死去するありと雖何の障礙する處あらんや姦罪に就て最も困難なるは舉証の法あり蓋し説者か切りに此の第一の公訴權消滅の原由を他の共犯人にも及さんと欲するものは立証の

號拾第誌雜會協獄監本日大

號拾第誌雜會協獄監本日大

(七一五)

譯

困難に基りけるものたるへし然れ共他の点より此れを見れば本夫か姦所に於て姦婦姦夫を殺傷したるか如き一方の死去により却て其証憑の明白に舉るまども此れなきにあらす然らば又此れを以て第一原由を共犯人に及ぼすへきの理由も此れあらす要するに姦罪と雖亦他の犯罪と同じく共犯人の死去ありと雖公訴權は他の共犯人に向て消滅すへき理由此れあらざるものとす
以上の所説は諸學者の參同する處にして第九條第一項の解釋に適用して毫も誤りなきを信する處なり
此の如くなるときは死者は勢ひ暗に罪名を掩ふを免れずと雖此れ固より致方なきまことにして若し死者の罪名に觸るゝ場合と悉く避けんと欲せば共犯者數人ある場合の如きは其一人死去するも竟に凡ての共犯人を罰する能はざるに至るものなり此れ豈に刑法の精神なりとせんや

○佛國刑事殖民地(コロニー、パナール)附流刑

佛國

ジャック・ド・ボアジョスレン氏述

正員 武田 英一 譯 東京

往昔は罪人として戦艦搖櫓の役に服せしめしか其刑一變して「バーニ」(徒刑場)となり再變して今日殖民地に於て徒刑の刑を執行するの法となれり戦艦に在て櫓を搖かす罪人は「ガレリアン」(戦艦囚)と稱し「バーニ」に於て役に就く者は「フォルサー」(徒刑囚)と稱し今日殖民地に於て徒刑の刑を受ける者は「トランスボルター」(遷移囚)と稱す夫の政治上の罪を犯して流刑に處せられたる者の若きも亦殖民地に移送して禁獄の刑を受けしむ所謂「デボルテ」(流刑囚)と稱するは専ら此國事の犯罪人を指するものなり故に「デボルタシオン」(流刑)といひ「トランスボルタシオン」(遷移)といふ其義相同しからず(千八百五十一年十二月八日勅令法律上の字義に於ては「トランスボルタシオン」は刑の名に非ずして保安の一手段なり「バーニ」は往日海港に設置し徒刑に處せられたる罪人を監禁して其刑を執行せし監獄の一種なり

徒刑に處せられたる罪人は専ら海軍の使役に供し晝間は工場に出て其役業に従

事せり之を使役するにば鎖鎖を以て二名つゝ相聯絆し又使役の種類に因り其足に一箇の鉄丸を繋ぐものとなせり(刑法第十五條)

千八百二十八年八月二十日勅令を以て罪人を海軍港に分配するの法を制定し刑法十年未滿の罪囚は「フリーロン」に送り他の罪囚は「プレスト」及び「ロツェンファール」に送るゑどいせり其主旨蓋し此法を以て刑期相異なる罪人の雜居より生ずべき弊害を救済するに在り然るに此勅令は其利益期する所の如くならざりしを以て千八百三十六年十二月九日更に勅令を發して徒刑囚の移送に關する鎖鎖の制を廢し罪人は刑期長短の別なく「フリーロン」(プレスト)「ロツェンファール」の諸港に移送するものとせり

然れども輿論及び政府は俱に久しく「バーニ」の問題に關して其組織の宜しきを待たざるを唱進し其處爲すべき改良の方法を講究せり

千八百二十年海軍部「ボルタス」氏の報告に曰く「バーニ」に於ては役業の性質に加ふるに土地の制限あるを以て刑期の長短に應じ年齡及び氣血に隨て國徒を類別する能はず故に又其改裝の必と爲する覺身なり雖し殊に學識豐富多量の囚

徒同一の地に集合するに因り往々非常の災害を醸出するものとあり蓋し罪状重き囚徒は巧に兇悍なる謀計を運らし他囚を率ひて己れの黨與となし日々役業に服するの時に乘して容易に其猖獗を送らうするを得ればなり加之徒刑の囚徒海港に在るときは水夫職工の徒日々之に接近するか故に勢ひ其惡風に感染して不良の俗を成じ竟に船中の器具等を盗むものあるに至るへし

千八百五十二年三月二十七日の勅令に因り「バーニ」に監禁せられたる徒刑囚は悉く「ギャーニ」に發送して其刑に服せしむるものとされり是に於て刑法改正の法律を待たずして「バーニ」の法は暗然廢止せられたり

千八百五十四年五月三十日の法律は刑法に改正を加へ將來徒刑囚は勅令を以て設置したる殖民地の監獄に於て其刑を受くるものとせり但し「アルジャ」の殖民地は其數に在らず

是に於てか遷移囚は全く其刑の性質を一變し悉く殖民地開墾の困難なる勞役に服し其他公共の利益に關する事業に便役せらるゝに至れり

爾來錠鎖及ひ鉄丸は懲罰の名義を以てし又は保安の手段とするに非されは施用

するものとなし

殖民地懲戒監の管理は海軍卿の職權に屬するものと全く往日の「バーニ」に異ならず懲戒監に於ては徒刑監守として直接に徒刑囚を監視せしめ殖民地の監獄に於ては陸軍軍人に托して之を監視せしむるものとす

徒刑囚獄内の規律を犯し又は役法に違ふときは行政官に於て其處罰を命ずと雖とも重罪を犯すに至ては海軍將校を以て組織せる特別の裁判所に於て之を審判し其審判に付きては上訴を許さず又再審を請ふを得ず「バーニ」勤務の諸職員にして罪を犯す者は尋常の海軍裁判所に於て審判を受くるものとす千八百十七年一月二日勅令

徒刑囚にして「バーニ」より逃走するものは有期徒刑は本刑の上更に二年以上五年以下の徒刑に處し無期徒刑は二年以上五年以下錠鎖を施すものとす千八百五十四年五月三十日法律

囚徒行狀善惡なるものは婚姻を爲し其眷屬を殖民地に招き政府の爲め又一已人の爲めに勞作するの許可を得べく其土地を受領して自己の爲めに勞作するを得

へく加之殖民地に於て民権の一部或は全部を享有するを得へし

○警察上犯罪人取扱を萬國同一ならしむるの方法(第七號の續)

佛國 フエルナンド・デーボルト氏著

正員 佐野 尙譯 東 京

前科録を萬國の警察間に行はしむるときは、大に善良なる結果を該警察上に見る
 ことを得へし蓋前科録の功用あることは素より余輩の喋々を要せざるとよろに
 して而して之を主唱したるは佛人マルサンジー氏を以て主唱となすなり、今や佛
 國中は、大抵此法を用ゐざるはなし、佛人イベルチ氏は大に之を稱賛して曰く、政府
 か犯罪上に於ける義務と裁判とをして前科録に依りて施さるゝに當りては、決して
 其目的を誤るゝとなし、曾て佛國は國安を保障するの目的を以て、自耳儀以太
 利奧士利西其他の諸國と同盟して犯罪上に於ける裁判宣告書を相互に交換せり
 此際なるを以て前科録を此等諸國の間に行はんとするは蓋容易なるべきを信す

るなり

又之に次きて余輩の必要を感したるは、萬國警察新聞を發兌すべき事即之あり、而
 して之を發兌するに當りては左の如き注意なかるべからざるなり、曰く文明諸國
 が犯罪上に於ける新聞を發兌するときは可成的真實の報告を以て之に掲載すべ
 し、又決して普通新聞と競争を爲すか如き弊害を生ぜしむ可らず、或は曰く此の如
 き種類の新聞を發兌せんと欲せば萬國よりは可成神速に掲載すべき事項を寄送
 し互に勞を分かち彼れ編輯者をして蒐輯に苦ましむるゝとあるべからず、又可成廉
 實なる報道を要するか故に萬國より犯罪上の報告を得るゝとあるも、總て當該報
 判官又は警察官の承諾を得べきを要すと然れども、此事たる美は美なりと雖も、選
 きて其實行如何を觀察すれば、或は害弊に属するの嫌なき能はざるなり、故に余輩
 は之を思惟す若し不幸にして此種の新聞を發刊し得ざる時は、責めては此種子の
 新聞を萬國各自に發刊し相互の交換を圖らん、とを要し度きものなり、余輩は從
 來の經驗に於て此新聞紙の功能あるべしと信する者なり、今其一例を舉ぐれば、一
 月より六月に至る半期間に於て犯罪に關する事項二百四十件を記載したるに其

間百名中の二十二名は犯罪地の外に於て捕縛せられたるを知り得たる事乃ち是なり

又余輩は警察官練習所の設置あらん事を希望して止まざるものあり以太利の人
ジャコヒーバスキー氏は余と同感の士あり其説に曰く善良なる警察官を出さん
と欲せば必ず先づ之に關する學校を設置し善良なる規則と教課書及び教育法を
研究して之か養成を圖らざるへからずと

又今日は警察上の事務に於て荏苒躊躇すへきの時にあらざるなり故に其間に變
正を要すへき事あるときは直に之を釐改し務めて社會の輿論を採り其便宜に依
り且万国間に於ける主義を一定し交際を親密ならしむへきなり若是を之れ事と
せず相互の間を調和せしめ又惡事の發生を豫防せしめて姑息の策に出ては其
事業の退歩を來すや期して待つへきなり故に余輩は一方に於ては警察官を養成
すると同時に万国間に於ける警察規則の改正を希望するものあり

上來余か陳述したるとよろの議論は余輩か務めて希望を達せんと欲するとよろ
なりと雖も亦反對の位地に立ちて之に屬する難易の研究を忘るへからず故に余

は此に諸他の疑難を設けて讀者と共に之か研究を務めんと欲するなり

夫れ國を異にするものは其風俗從ひて異に其習慣季候土地等も亦同からざるへ
し故に裁判法、教育法、及び國有の法律等と共に警察上にも變更を要するに當り果
して萬國警察上の取扱を同一ならしむるふとを得へきや萬國警察官又は裁判官
の指揮に從ひて萬國警察新聞を發兌するも萬國政府か之に向ひて多少の保護を
與へざる時若くは之に適當なる權限を附せざるときは實行上如何なる結果を生
ずへきや又萬國固有の法律を施すときに當りても同一なる引渡法を速に舉行す
る事を得へきや、前科録を萬國一般に行ふ時に當り我佛國に於けるか如き方法に
依るへきや、將た如何なる手段に出つへきや萬國警察新聞を發刊すると同時に實
際非常の困難を感ずへき國語は皆同一の國語に依るへきや將た容易に萬國の國
語を會釋し得へき方便を求め得へきや此諸問題は主として論究すへき處なりと
す

人或は曰ふ万国相協合して警察事務を調和すると又罪惡の發生を撲滅するとは
理論上に於て之を發すへきも實際上到底行ひ得へからずと余曰く否決して然ら

す奚ぞ知らん今日の理論は他日の實際たらざるを余は今日の理論を以て實際に應用するの近きに在らんを信するものなり

彼のリウバンソン氏も亦余と同感の士なり今氏の言を以て此篇の結尾となさん氏の言に曰く警察なるものは總て罪者を豫防し之を鎮制し人民の權利を堅固ならしむるの目的を以て萬國政府相互に親和するを要す而して其相親和するの主意は第一萬國皆同一の檢査を以て速に罪者引渡を爲すへき事第二引渡法の執行を容易にし且つ萬國警察官吏相互間の關係に於ける方法を設爲すへき事是なりとす

(未完)

○保護監規則(第十号の續き)

正員

神谷彦太郎譯 東京

第五章 寄隠監の取締

第二十四條 監獄視察官は當監の秩序及び職業に關する規則を制定するものと得而して右の規則に依て處分する所の時は寂寥房に監禁するか又は授職監に交付するものとす然れども其監禁は三日交付は十日を越ゆへからず

第二拾五條 凡て寄隠監に在る所の男は女より之を隔離し而して二個の建物に於て管束すと雖ども年齢七歳未満の小兒は其母と共に又は等の小兒にして其母なき者は保護女長の監督の下に適當なる乳母と共に保監さるゝものと得

第二拾六條 貧者(按即ち寄隠監に在る貧者云ふ)の子にして年齢七歳以上拾八歳以下の者は若し之を教育し之を扶持する親戚故舊あきに於ては監獄視察官の指揮に依て感化院に送るゝとを得

第二拾七條 保護女長は寄隠授職の兩監に於て其婦女の爲めに事業を配與し而して其勞動を監督すへし且つ男子と同一の方法に依て總て婦女の怠慢過失等は之を保護長又は監獄視察官に書き上くへし

第二拾八條 保護長及び保護女長は各々寄隠監に在る者の中より男女の教員を撰拔すへし而して該教員は保護長か定めたる所の時間に從ひ許可せられ又は交付せられし者に讀書筆記及び算術を教ゆへし

第二拾九條 凡て麥酒其他の酔ふへき飲料は醫官の護方書に依るの外或る託言を以て寄隠授職兩監に在る者にして之を用ゆるゝとを禁す

第三拾條 品行最も端正にして且つ事業最も出精なる者に對しては日曜日に當監を出て、其友人を訪問し又はニウ・チルリンス府の教會に到るの免許を與ふるまをと得

第六章

授職監其の取締及び之に交付せられし者の職業

第三拾一條 授職監の勞役の時限、其場所及び其他の種々の時限は總て監獄の囚徒に關して監獄則に於て定めたるものと同一なりとす

第三拾二條 勞役する者及び勞役せざる者に關する食時の定糧は總て監獄と同一なるへし且つ怠惰者及び此規則又は監獄視察官が定めたる規則を犯したる者に就ても亦監獄と同一の折去、(按工錢を減する等處分を云ふ) 青罰及び制限の處分を爲すへし

第三拾三條 交付せられし者に關する所の會計は總て監獄に於けると同じく又科定を超へたる勞働の爲めに與ふる給與金も監獄と同一なりとす

第三拾四條 交付せられし者には其衣服が其者の健康又は清潔に不十分なる時にのみ與へらるゝ所の獄衣を除くの外監獄に入る囚徒が受取へきものは總て

之を渡すへし

第三拾五條 授職監に交付せられし者の勞力も監獄に於けるか如く同一の方法を以て契約(按約束を爲して) 民に賣與するなりとを得へし又契約なき時に於て製作したる物品は監獄と同一の方法を以て之を賣拂ふへし

第七章 寄監授職兩監の會計事務

第三十六條 寄監授職兩監の會計事務は保護長及び監獄視察官の監督の下に書記に於て各殊別の簿冊に依て之を整ふへし

第三十七條 寄監監の簿冊中貧者に關する所の總費用は其貧者を出したる地方の負擔たるへし而して該地方は其貧者の勞働より生したる利益を得へし

第三十八條 前條に云ふ所の費用中には食物衣服、藥劑其他斯かる貧者に必要なもののみならず該監在監者の數に比照し寄監授職兩監の保護長其他の吏員及び助役の給料の相當なる割合を包含するものとす

第三十九條 監獄視察官、法教師及び醫官の給料高に就き其四分の一は寄監授職兩監の負擔すべきものとす故に右四分の一に該當する割合は前條に云ふ所の

地方に於て負擔すべき費用中に包含すへし
 第四拾條 若し右の正當なる割合にして適當の負擔者たる地方に於て求めて應じて之を出さしむるときは之を該地方に於て納むべき國稅中に附加すへし然るときは他の國稅課目と同一の方法に依て之れを國庫に集め而して之を支出すへし

第四拾一條 保護監に在る所の許可せられ及び交付せられし者に係る費用は前條に云ふ所の貧者を除くの外總て國庫より之れを支辨す

第四拾二條 保護監費用の説明並に諸物品請取簿は監獄視察官より各議會の第一日に於て之れを立法官に呈すへし

第四拾三條 保護長の年俸は〇〇〇にして保護女長の年俸は〇〇〇なるへし又各助役の日給は〇〇〇なるへし

(完)

寄

書

説の當否は編者
 其責に任せす

○監獄協會主幹各位及全國の典獄各位に望む

正員 永尾 敬一 郎 山形

我日本全國に拘禁せらるゝ處の在監人の増減は意を監獄學に注ぐものゝ最も目を附する所にて毎月其數を知らんとするは本員のみにはあらず然るに内閣官報局にては明治十八年十二月二十一日及明治二十二年二月五日掲載ありしのみにて實に遺憾に付自今全國の典獄諸君は毎月一日又は末日の在監人の數を監獄協會に通報し而して監獄協會の主幹各位は之を其雜誌新報欄内に掲載するの勞を各々さるに於ては監獄學上大に裨益と與ふるみとなりんと想像せり尤も在監人種類の區別又は記載方等は一旦主幹各位の望に任するも差支はなかるへし幸に賛成あらんことを希望す

○正員木内君の典獄地位論に答ふ

正員 篠川 直 宮崎

本誌第九號に正員木内憲治君が典獄の地位を論述せる主旨を約言せば近來或者が典獄は委任となすへしの説は予同感せざるに非らず然れとも現今の府縣典獄

(二三五)

は判任にて其實況第一、監獄の規律は厳正に第二、待囚は寛嚴宜きを得第三、罪囚は悔悟勤勉し第四、特赦假出獄の者輩出するを得依て寧ろ典獄の人格を求むるを止め必らず先づ天爵を修め誠心以て罪囚の感化に従事するや否に若目するを焦眉の急と論せるか如し抑も君は前數者に就き如何なる活眼ありや予は之を知らずと雖とも罪囚の悔悟勤勉なる者果て幾何かある特赦假出獄の者果て幾何かある蓋し之あらん然れども眞に悔悟遷善の者は寥々として落月殘星に異ならず而して君か意の如く焦眉の急に若目せは現今府縣典獄中先づ天爵を修め誠心以て罪囚の感化に従事し其良果を得る者亦果て幾何かあるや君の御注文實に至難と謂ふ可し古人謂すや正廉俊才有爲の士は公道に非れば由らず表門に非されば入らず八珍の差に非されば食せずと此俚言敢て理なきに非ず然るを君は此の如き士を要するに無媒の遠路に由り後門より入り箪食瓢飯に甘んせしめんとするも其應せざるのみならず棄て走るを如何せん若し監獄の事業を上文皮相の進歩にて充足とし今日の放免明日の再入たるを顧みざるの類なれば現今判任の典獄に任し固より不可なしと雖とも苟も監獄に在ては懲誌及感化の事業完全し社會に

大日本監獄協會誌第拾號

大日本監獄協會誌第拾號

(二三五)

在ては幼年感化院及放免因保護場を開設し第一在監人の減少するものと假令歐美各國に冠たらざるも彼れと比肩を期せば今日其人を擧ぐに急なるや嘆々を要せず今や天爵を修め云々其人を要しなから典獄は猶ほ判任にて可なりと言へば恰も驅を以て鰐魚を捕ふる如く余は其論點を解する能はざるあり抑も方今奏任官の夥多なる果て斗屑の器に非らずと信ずれとも其數より之を見れば少なしとなさす予は明政府が奏任官の數を減少せられんよと常に希望する所なり近來典獄を奏任官と爲すべしの説に監獄は警察と裁判と鼎立す可きものなれば典獄は警部長判事檢察と地位の輕重あるへからず云々と予は敢て此論より論するに非らず若し懲誌及感化の事業完全し在監人を改良し將た減少せば典獄は判任にても雇にても可なり然るに如何せん今日監獄の進歩に至てや有爲の人は情獨し典獄を奏任とせざれば到底事業の成敗は望むへからず何となれば監獄事業は自今進歩すへきの創業最て守成の時に非らず而して典獄地位の卑下なる他に比較すれば不公平の困難多きより嘗て判事補、檢察補及び部長等の各奏任に昇るに際し典獄の有爲者及び機敏家は之に轉すると速かなりし是れ地位の軒

輕を生せしを以てなり爰を以て當今人爵を顧りみざる典獄は僅々ならんと思惟す人情時勢既に斯の如し豈木内君か如く監獄を完全後の守成時と見解し在監人の増加に費用多額を反省せずして可ならんや爰に最も看易き一例を述べしを以て或る縣の典獄は其第二部長に具申するに監獄の進歩は官民力を合同せされは成就し難し監獄に在ては此上専ら懲戒感化を主とし又管内有志者は則ち其地の先知先覺者なれば各地に犯罪者の生ぜざる様之を豫防し我か全國府縣下一般に感化院及び保護場を設けざるへからず然るに管内有志者か之を度外視するは未だ其理由を知らざるに由る願くは有志者及び豪農富商等に其理由を説明せんと第二部長答て曰く聞く在監人は到底改良し將た減少し得へからずと我か管内は至急の有益事業多し豈感化院保護所の如き事業に費用を投するの餘裕あらんやと遂に其申告を退く試に木内君をして此時の典獄ならしめは則ち之を如何する乎夫れ人幼にして之を學び壯にして之を行はんとす暫く汝か學ぶ所を會て我へ從への理なしとし即日其縣を辭し去る乎然れば則ち始より典獄の地位を知らずして仕ふる者なり若し第二部長の許諾せざるに之を其知事に訴へ官職の秩序を紊亂

し借越を侵すか如きは君子の敢て爲すへからざる所ろ今日の典獄は判任にして監獄は廳中の第二部に屬す則ち書記計算の庶務に従事する所の屬と何等の異なる所ろ有て將た何等の官權ありや而して方今長野縣の如きを除けば監獄熟練の第二部長は多からざるへし此故に予は明政府が府縣典獄を試験し其及第者を奏任官とし而して落第者は解職して其監獄事務は暫時檢事に兼務せしめ更に典獄を募集するとせんに其地位既に奏任官と定まらば必ず有爲の士奮ふて其試験に應せん今や人を要するか爲め之を遑ふると其去るに任するとは實に霄壤の差と云ふへし是れ予か平素の管見なり若し在監人減少せざるも費用多額なるも從來の慣行なれば可なり判任典獄も從來の慣行なれば可なり外國と比肩に至らざるも從來の慣行なれば可なりと云とは予又何を可言はん苟も木内君は監獄の進歩を主張する我か大日本監獄協會員にして(若し眞平御兄)監獄退歩の論旨は予辨駁せざるを得ず望らくは次號に大砲を發して予か迷夢を破覺せられんよとを

○人口と受刑者の比例

正員

杉野喜祐

新

明治二十一年九月刊行日本帝國第七統計年鑒に據り調査するに全十九年末全國人口男一千九百四十五萬一千四百九十一人、女一千九百五萬五千六百八十六人にして之に全年間犯罪受刑者男十四萬三千三百三十二人、女一萬一千三十七人を比例せば、男は人口一千人に對し受刑者七人二、女は全零五七にして其男女受刑者を比例するに男に對する女は拾三分の一に過ぎず之を以て假りに千八百八十六年獨逸國受刑者比例人口男一千人に對する受刑者十六人九二、女一千人に對する受刑者三人六一に比すれば我國の受刑者甚た少く而して該國受刑者男に對する女の比例は四分の一強にして是亦驚くべき差あり然れども獨逸國の比例は所刑年齡に達したる者に對し爲したるものなれば其比例上蓋し多少の差は免れざるへし又全國中受刑者の最多なるは東京、京都、岡山、高知、福岡、北海道にして人口男一千人に對する受刑者十三人乃至十人其最少なるは新潟、岩手、沖繩にして愈な人口男一千人に對し受刑者四人に達せず而して女子受刑者は概ね男に隨伴するか如くなるも其女性犯罪者の最多は四國地方なるか如し之れに依りて考ふるに犯罪者は衆人輻湊の地に多くして東北地方の如き冬季に際すれば運輸の便を欠き常に他

府縣人の出入少き地に寡少なるを知るに足れり今各府縣人口に對する受刑者の比例を左に列舉して會員諸君の參考に供す

明治十九年全国人口と受刑者の比例

種別	人口	受刑者	人口千人ニ對スル受刑者ノ比例
府縣別	男	女	男
東京	五四三、五一五	五三一、七八八	一三一六
京都	四二一、四七五	四二二、六七五	一一二七
大阪	八一三、九五九	八一四、五一五	九〇五
神奈川	四二八、五二五	四二五、二六四	七七六
兵庫	七五一、一〇三	七二六、七三二	七九二
長崎	三五八、七六五	三六二、四四二	八三八
新潟	八三四、三六五	八三五、五一二	三六七
埼玉	五〇九、三七〇	五一五、一七五	四六一
群馬	三二三、七一三	三二四、八二八	九四七
千葉	五七八、三一七	五七一、六一八	五五三
茨城	四九一、七五一	四八一、七四三	八七七
東京	〇五〇	〇九九	一〇
京都	〇九九	〇一〇	〇四三
大阪	〇一〇	〇四五	〇二九
神奈川	〇四三	〇四五	〇二九
兵庫	〇九五	〇四六	〇二九
長崎	〇四六	〇二九	〇二九
新潟	〇二九	〇二九	〇二九
埼玉	〇二九	〇二九	〇二九
群馬	〇二九	〇二九	〇二九
千葉	〇二九	〇二九	〇二九
茨城	〇二九	〇二九	〇二九

通信

合計	北海	沖繩	鹿島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	島根	愛媛	徳島	和歌	山口
一九、四五一、四九二	一一五、一〇一	一八八、三八〇	四七三、七三〇	一九九、四七二	五〇九、一七七	二七四、四一三	三八七、八二七	五九〇、二六二	二九一、九二四	三五一、四八九	四四二、〇七五	七八六、三三三	三三六、七九二	四五九、七七五
一九、〇五五、六八六	一一一、一三五	一八八、九一一	四七五、九二三	一九一、五一〇	五一三、九九七	二六三、〇五五	三八〇、九四一	五七四、六四八	二六六、〇四六	四二八、五七九	三三六、九二〇	七五六、二一八	三三〇、九一五	四四四、八九二
一四〇、三三二	一、四六一	六一一	二、九八四	一、三二四	四、三三四	一、八六〇	三、一四七	七、五五三	三、四一五	二、七七六	二、五七二	六、三〇四	三、〇三一	二、四六五
一一一、〇三七	五七	五五	二〇八	六九	二六五	九五	一五六	五四八	二八九	二〇五	一一一	五六二	五一五	三一八
七二二	一二六	三二四	六三〇	六六四	八五一	六七八	八一一	一二八〇	一一七〇	七九〇	五八二	八〇二	九〇〇	七六八
〇五七	〇五一	〇二九	〇四四	〇三六	〇五二	〇三六	〇四一	〇九五	〇一〇	〇六一	〇二八	〇〇七	〇一五	〇七二

廣島 岡山 富山 石川 福井 秋田 山形 青森 岩手 宮城 長野 岐阜 滋賀 山梨 靜岡 愛知 三重 枋

三三四、五五〇	四五四、二五四	七〇六、三七七	五二四、五三九	二一五、八四四	三二六、九一七	四六一、一二八	五四五、五三五	三五二、七八三	三三三、三五七	二七〇、七六七	三六八、四六二	三四五、四一七	二九七、六二五	三七三、三六九	三七〇、五一四	一九九、三二四	五四八、〇四七	六五九、〇一三
三三三、二一八	四五〇、七八三	七一三、一九七	五一三、四七五	二一七、一九四	三三三、一二二	四四三、二九三	五三六、〇四四	三三五、一〇四	三二五、二三八	二五六、四八五	三五九、五七九	三一四、四七三	二九九、九八二	三七六、四八九	三五八、六九八	一九一、八五六	五〇三、五三三	六三一、四七九
二、三三九	三、六六三	三、九七八	二、七八四	一、九二五	二、二九六	二、六五一	二、八八四	一、四八三	一、一八二	一、三二七	一、五二六	二、三七四	一、二五〇	一、五五二	一、一四六	一、七六四	五、七一二	四、七〇二
一〇九	二九〇	四三三	一八六	一三三	二七〇	一九六	一六七	一〇二	五五	四七	一〇二	一〇九	一〇五	三〇一	九〇	一七一	四七六	三四六
七一	八一〇	五六一	五三一	八九二	七〇二	五七五	五二九	四二〇	三五五	四九〇	四一四	四二〇	四一六	四〇九	三八〇	八八五	一〇四	七一四
〇三四	〇六四	〇六一	〇三六	〇六一	〇八一	〇四四	〇三一	〇三一	〇一七	〇一八	〇二八	〇三五	〇三五	〇三五	〇八〇	〇二五	〇九五	〇五五

寄書 人口と受刑者の比例

○歸善者及び父子の信書

宮城縣陸前國仙臺出生無籍當時北海道廳渡邊國松前郡福山生花町七十八番地小林三九郎方付籍同居平民眞田久平(四十三)年七月なるもの明治十八年十二月十二日毆打致死被告事件に付弘前重罪裁判所に於て重禁錮二年の刑に處せられ青森縣青森監獄に於て其刑を執行するに際し本犯が身分を取調ふるに實父母は己に數年前に於て死亡し今は妻一人を有するのみ然れとも稍々文字の讀み書きをなし其の性質も亦た鈍ならず從順にして沈着の風あり犯罪前は漁業に従事したるものなれば之として適當の役業を授けなは必ずや他日自活の道を得べきものと認め尙ほ放免後生計の望みを質すに北海道に還り漁業をなす又に開墾に従事すへき旨を以てす因て先づ之に授くるに農業を以てし且つ特に還房後居房に就き教誨を加へたるに能く其の役に服して怠たらず十九年九月廿四日滿期放免の際には充分に農藝を習熟して北海道に還りたりしか頃日左の書面を送り越したれば原書の儘を掲ぐ

多年ノ御祝奉賀壽候乍恐其の御地典獄官守長様看守押丁様方益御機嫌能

く被遊御座候由奉恐悅候私も無事にて相勤め居り候間御安意被成下度奉願上候私犯罪在獄中は且郡様方の御厚情に相成り放免の後御禮にも罷出不申眞平御用捨被下度候私義放免の後渡邊國松前郡へ歸國改心の上漁業仕廿年と大漁廿一年は大不漁に候得共廿年中に官地七反拜借開墾廿一年又々十反拜借加へて十七反とも開墾仕候畢竟旦那様方の御説諭に取付向後は官の御手數に相成り申聞敷候様と存居り候乍恐書面を以て御禮申上度如此御座候恐惶謹言

明治二十二年一月五日

福山生花町七十八番地

眞田 久平

青森監獄署御中

乍恐皆々様へ御傳達御禮被成下度奉願上候

又秋田縣陸前國鹿角郡山根村十九番地平民成田清六(四十四)年三月なるものは明治十九年三月八日官印及官文書偽造詐欺取財強盜等の被告事件にて秋田重罪裁判所に於て欠席の儘重懲役十年の裁判言渡を受け青森縣三戸郡戸來村に潜伏したるを明治廿一年三月七日逮捕せられ方今青森縣青森監獄に於て服役中の處頃日

通信 歸善者及び父子の信書

(四二)

其の實父成田善二郎並長男成田善司より左の信書を送り越したるを以て試に還房後日暮に際し教誨師をして故らに監房に就き之を示すに本犯は涕泣して止まず殆んど人事を辨せざるものゝ如し同房者も亦た此の狀に感して共に落涙し全監の改悛を促したり

以書面申述ふ陳は汝數年間音信なく其居所を知らざると恰も大洋に出て方角を知らざるか如くにして茫然たり然るに先年十一月中我れ用事ありて三戸郡八戸湊へ往きしとき北村忠功君より汝今青森縣青森監獄署にある由承り是れ監獄は何の處そ即ち社會人民惡を懲す爲めの處なりよりて能く改心して官には能く勉むへし能く勉むるには汝の身軀壯健ならされは能はず又能く改心せずんはある可からず能く改心せば以前惡名を傳へしも以來必ず善名を得るならん汝改心して善名を得るに於ては汝の幸ひ足るなり汝の幸足れば我が喜ひなり依りて以來能く改心して善名を得るとを勉むへし又汝の居所を知るによりて一問あり他にあらず山根村字森合私林の券狀何んと搜索するも索ひる能はずよりて甚だ困却の場合なり汝券狀のある處を知らは速に其の在處を報

知せよ又一の告くるあり他にあらず我が家内一同壯健にして農業を働き居れり依りて按する勿れ今汝への報知此の如く余事は後便に万事申述へきなり已上

一月七日

成田善二郎

愚子謹て父上様へ奉申述なり陳れは數年の間音信もなく如何に御座あるか様子一も辨ふと能はず掛念仕れり然るに此度幸ひなるかな父上様の青森監獄署にある由承り雀躍の至りに堪へず其の以前に於ては唯だ父上様の惡名を世人より聞くのみにて數年を送りしは實に父上様の御不幸愚子の不幸と言はざるを得ず是れ父上様の幸は以來能く改心して善名を得るにありと考ふ又御身の壯健を保つて官には能く勉めなさざるへからずよりて愚子唯だ父上様の御壯健を奉祈なり次に愚子奉申上なり愚子の業は師進んで子進まず然れども數年苦心の功空しからず己に小學の業を遂げんとす是れ御安心の程奉願なり即ち我が高等科第四年級の學級試験は今日より後三ヶ月の間に出てす其試験の景況は其節の御報知に詳に申述るなり以て新年の今日は冬季休業中にて安閑手と

東ねて老親の勞して得る處の物を食ひ日々古書に目を晒すのみなり先は御報
知まで如此余輩は後便種々奉申述なり再拜謹言

一月七日

成田 善司

父上様へ呈す

右 正員

石川慶吾報す 森青

○青森監獄獄務教習所開所式

抑も獄務は一種特別の性質を有し尋常行政事務とは大に其趣を異にし日一日に
其事務の慎重にして濫與を極め難し然るに若し尋常行政事務と同一視して其事
務に服する時は或は刑罰執行の本旨に悖り自然監獄の目的を達する事能はざる
や必せり其目的を達せんとせは常に在監人に直接する看守長以下の吏員を訓陶
するを以て方今の急務と爲すとは石川副典獄の持論なり茲に明治二十二年一月
八日を以て青森縣獄務教習所開所式を舉行せらる其記事頗末左の如し
當日は講堂の正面に高等官の席を設け右方を典獄看守長左方を書記前面を授業

員即ち看守以下の席となし高等官の臨席は森書記官、有田警部長、宮村收税長、倉賀
野判事、笹沼檢事の五員なりし時に石川副典獄起て獄務教習所開設の主意を演ず
其大意左の如し

本日と以て青森縣獄務教習所開所の式を舉ぐるに當り我縣各部長其他裁判官の
臨席を辱ふし本所の幸榮何物か之に若ん今や大日本監獄協會の設立ありて万國
監獄協會と互に機脈を通し専ら我が國の監獄事務及び之に對する諸般の事務と
翼成するあり又世上獄務改良の説を論するもの頻々相起り實に方今我が國の一
大問題たり是に由て之を考ふるに夫れ監獄改良の第一着手たるものは適正の司
獄官吏を得るにあり要するに常に在監人に直接する吏員たる者は勉て深切丁寧
を以て主となし彼を警め是を訓へ早晚遷善の途に就かしめ速に社會の良民に復
せしむるに在り司獄官吏たる者の職務執行上是に於て一步を誤らば其目的を達
する事能はざるは勿論其害の及ぶ所甚なからず故に執行上に係る利害得失を研
究して以て必ず其功を奏せんと欲する所以なり抑も監獄は國家の秩序安事を維
持する一大機關にして最も之か關係を有するものは警察裁判なり夫れ警察の職

たるや行政司法の兩務に兼涉し平時に在ては一般の洪益福祉を保護し公けの太平安寧を維持し惡業を未發に豫防し事變を未萌に警戒し政令を實施し乃ち人民各自をして其幸福と所有の權利とを保全せしむるものなり而して罪犯を探偵或は逮捕し又は檢事の補佐官として犯所に臨檢し証據を蒐集し証人を訊問し又は其訴告發を受け之を法規に照し檢事に交付し或は一朝事變あるに當り止むを得ざるの危急に際せは劍を帶し隊を伍し以て事變を防ぎ國家の治安を維持するものなり以上の事件に因て生ずる被告人の警禁戒護を掌る所は即ち監獄なり而して其犯罪事件の繁雜なるか或は否らざるも法律の規定に依て豫審を求むるものあり則ち豫審は事實の裁判にして其罪迹を確むる一層密なり是に際し必用と認むるときは密室に監禁する事あり然り而して其被告人事實の審問を了り証憑充分ならされは免訴の言渡を爲して放還し証憑充分なる時は公判を開廷し公明正大の裁判を下し之れか確定に至れば其刑の執行を爲すものは司獄官即ち吾々なり以上陳する所は警察裁判監獄の互に相牽連密接の關係を有する所以の要領なり

却說前段述ふる所の未決者は治罪法第三百三十一條以下の正條に依り警察署及裁判所に屬する留置場に留置し又は監倉に拘禁するものにして其被告事件審理の未決訴又は無罪の言渡を受けたるものは即無罪純白の人なり故に其所遇上に於ける慎重注意を加へ其權利名譽を保護し苟も輕忽の處置を施す可からず又其犯罪の原因甚だ多くして一々枚舉に暇あらず概ね未決監に在るを犯罪の初歩なりとす故に其初歩に於て犯罪の豫防に深く注意せざる可からず動もすれば看守者の隙を窺ひ甲傳へ乙習ひ以て各監房彼是惡事を通謀する事の速かなるは電氣力の隙は及ばざるか如し或は惡事に練熟せるものは其奸智詭計の巧みなるに誇りも尙ほ及ばざるを誘接し益々惡ならしむるの憂あり然るときは監倉をして惡事自然未熟のものを誘接し益々惡ならしむるの憂あり然るときは監倉をして惡事養成の淵藪ならしむるなり故に入監の最初より脊戾心を生せしめず能く獄則を謹守せしめ以て其身の監倉に在るを自ら羞耻せしむるを要す然る時は已決囚となるも懲戒感化上大に効力を有する而已ならず豫審及公判に便益を與ふる亦鬱々ならず是司獄官の最も注意すべきものなり

又已決監に在る囚徒の戒護上肝要なる目的は懲戒感化は論を俟されとも之れか

懲戒感化の功を奏せんとせば如何して可なるやを研究せざるへからず予願ふに此懲戒感化上に取て最も至要とする者は看守者か囚徒は應に感化せらるべきものなりと堅く信認する事は是れなり實に信認は感化事業を成就するに緊要す時も聞く可からざるものとす蓋し人は其何物たるを問はず自己の心理に懐く處の信用なかる可からず又た其何物たるを問はず自己の心意に於て其事の成就すべきを信ぜずして之れに従事するときは決て其目的を達する事能はざるは論を保たす古人言る事あり曰く道近と雖も行かされは達せず事になりと雖も爲さしれは成らずと抑も疑念は失敗の元素にして信用は成就の証人なり故に囚徒は能く感化の効を納れ且つ之に動かされ得べきものと信認せざるへからず果して信認する如く能く感化の効を納れ且つ動かさるゝ時は良民の被害を除却し一正百邪を壓倒するの効を奏するものなり總て已決囚の待遇は殘酷に流れず緩慢にてせず専ら規律の誠意を確守せざるへからず其感化上に至ては至難の事業にして心理學的の應用なかる可からず

無辭を陳して茲に至れば實に司獄官吏の任重且大なる斯の如し或人云ふ監獄は

社會改良の一大學校まゝりと敢て過言に非らざるなり是れ職務教習所の必要なる所以なり諸君に乞ふは是より拮据黽勉良結果を得ん事を次に馬渡看守授業員惣代として左の如く答辨せり

茲に明治二十二年一月八日を以て我縣獄務教習所開所の典を舉行せらる華吉等之を司獄官吏の末班に承け此盛舉に遭遇するは何の幸ひあるや夫れ獄制の良否は社會の安寧と進歩とに關係を有する甚た大なりと聞く蓋し遇囚の要たる懲戒感化の大本に歸するものなりと然り而して其目的を達せんとするに階梯あり其一を舉ぐれば未決者互相に談話通聲を爲すの自由を得せしめざる是れなり然る所以の者は假令共犯の徒にあらざるも晝夜相面し共に商謀し以て犯罪の證據を陰蔽し法網を免るゝの術を講し或は逃走を起企するの恐れあればなり依て之れか警禁看護に従事する者勉めて其弊害を防ぎ常に其行狀を視察し以て審理上參考に供し且つ公正適當の判決あるまては之を遇するに無罪の人を以てするにあり是に於て治罪法を補翼し隨て社會の利益を保護すると云ふも敢て過言にあらざるへし又已決囚の自由を禁し其罪を懲し職業を授けて身體に勞苦を感せしめ

其勞苦に因て生ずる悔悟の心を促し而して其真心を陶冶し其れをして改過反正して良民の地位に復り再び社會に慘毒を流すの患を除却するに在るのみ是今日典獄員下の懇到周密陳述ある所以なり故に準吉等其意を体認し益々奮勵獄務の要領を研究し法規を實地に活用して他日奏功の速なるを期し貴下の高意を報せんとす謹て答辭する如此

右 正員 岡 金二郎 報す 青森

○囚徒の隠語

夫れ治獄上の必需は囚情を洞察するにあらずれば其弊を改むる能はざるは余の喋々を談たすして略々たりと雖ども就中獄中の隠語なるものは罪囚一般使用するものにして之をサンショ(隠語ノ)と稱し娑婆とは世界を異にすれば自ら言語も異なる理由なれば司獄家たる人能く之れに通曉せされは面前にて嘲罵せらるゝも解せず太たしきは殺して逃走せんと談話するも之れを解せざるを如何せん若し之れを解す即ち「ゲル」(隠語ヲ知ル)に於ては兇漢をして逸せしむるよとなく

或は暴舉を未屑に防遏するを得へし今茲に記輯するものは概畧にして餘は詳細に取調へ北國關西關東多少の異同あれば之を別つて他日參考に供せんとす

隠語解

○衣服之部		蒲團		豆		味噌	
總稱してヒコと云ふ	蚊張	かくらん	芋	だる	汁	さうひん	
布子	帷子	をにびら	大根	どちばう	香湯	ぶららん	
ぬき	區別	うすびら	人參	まんす	あかまんす	ふや	
單衣	女ノ服	やちひ	酒	きす	きゆうべい	漬物	からつば
襦袢	兒ノ服	がりひ	魚類	てんがい	くき	水	うだいす
股引	女兒ノ服	やちがりひ	周章	まさかみ	あかきゆべい	餅	ちんだい
足袋	絹服	ふじもの	干魚	あをきうべい	あをきうべい	砂糖	いしへん
袴	木綿類	さらもの	堅魚	あをきうべい	あをきうべい	鹽	はな
羽織	○食飯之部		鰯	あをきうべい	あをきうべい	○居室之部	
帯	總稱して(ホヤキ)と云ふ		牛房	あをきうべい	あをきうべい	總稱して(ドバ)と云ふ	
手拭	米飯	しやり	蓮根	あをきうべい	あをきうべい	本家	どば或はは
襪	麥飯	くりから	醬油	あをきうべい	あをきうべい	(人の住居すへき者)	んがまき
腰巻	角飯	はりま		あをきうべい	あをきうべい	土藏	てうろく

米納屋	もくがまう	米穀庫	ほやきがまり	金庫	びんがまう	味噌庫	そんびんがまり	屋根	ねや	厠	さんしよば (竈中にある厠は「ふんどう」で戸口	壁	べか	總居	ふみ	垣	さく	門	たて	窓	めんふう	○器具之部	總稱して(ケドウ)と云ふ	鋸	はな	鍵	はうじ	火繩	まひし	燈	てらさうり	提燈	てらふくろ	行燈	うちでら	墨	くろ	筆	はせし	紙	ひつじ	硯	うみ	棧	おき	箸	もく	煙草	もや	煙管	てらふ	枕	かんたん	箒	なで	針	まつば	糸	はそ	繩	そうめん
○言語之部	總稱して(バカ)と云ふ	通語即隱語を總稱して 讃稱と云ふ	知る事	ぐれる	恐る事	ひもきく	降参する事	べかつける	危険なる事	やばひ	逃走	ける	潜伏する事	がやうつ	殺す	ばらす	頭たる者	どをこく	やち	女兒	やちがり	老人	あをひん	僧徒	がります	佗具	やちがりす	よしみ																																	

女淫處 雞姦す の事	男交合	強盗	竊盜	内竊盜 夜盜	山陰道にては竊盜を (はやさを)と云ふ	金貨	紙幣	暗夜	月夜	懐中	通知す	斗間紙を直 したる事	能辨の者	善き事	多し事
やち だんく やちをふく	うさす	七月	がみ につちゆう じよやし	用を爲さ るを	人の居ら ざる事	ひんた	ひん	がんくれ	ぢをでら	さし	なしをうつ	かもしをばしらす つごこひくひ		はくひ	
少き事	惡き事	乞食	強賣	病氣或は難 粧を申立物(た)りを入る	品を賣ふ事	看守長	看守押丁	典獄	書記	看る事	來て居る事	高聲を 泣く事	博徒する		
ひかいひ	きりおとし	けいきん	こみ			いなづま	がばん	せをろく	かまる	けんする	とめる	たんかばる	ばんすい	ふしやう	
骨子	骨牌	其場を 去る事	縛	放免	入牢	監獄を 追刺する	馬鹿者と 云とを	素人	兇漢	捜査する	放火する	事	錠を開け ると	妻の事	眠ひる事
まつ	しば	ふける	とめる	しやめん	かまる	むし	なつとる	ねす	らんまへも	がさ	あかひま	あなす	ばした	せふる	たびあかる
○接續詞	看守の刀を奪て之を殺 し逃走せんと	がはんのむすをき りてばらし、けらん	押丁の縄を奪ひ之を縛 に置きて逃走せん	がはんの、ひか見い そをめん、きつて	とめて、ける	今夜は暗黒なれば盜を 行ひて宜し	がんだれなればきり てよし	土藏を切りて衣服を盜 みたる	どはの、たんかを、ば らして、かまりひら	をきる	壁を切り忍入りたれど も老人眠らず故に盜む	能はすして去る	べかをばらし、かま り、たれども、よをひ		

ん、せぶらす、ざるま
となくしてふける
看守長來ると以て高聲
にて惡事を談する勿れ
いなすま、とやばひ
んかばる、とやばひ
金庫錠を聞きて忍入り
金を盗む
ひんたかまりのてう

ろくにいてはならぬ
なしてかまひ、ひん
たをざる
看守が見て居るから
見るやばひ
がはん、がけんして、
いるやばひ
此押丁は馬鹿だから
て居るも恐るに足らず

がはん、は、なつとら、
かまつてゐるも、い
もひく、なけれ
最早空腹になり食物は
なひか
はい、つづく、ひか
わいはやきものは、
かまらぬか
今日の食物は粗惡なり

はやきがひか
此に來て居る押丁は足
に足らず
がはん、は、かまつて、
あるもげそかくやな
れは、いけるもやば
くはない
白情せし事を
うたう

○伊國監獄進步の一斑

去年十一月出版に係る端西萬國監獄委員日誌を閲するに伊國近年に至り益々
監獄事業並に其學理の共に進步せる證として新聞及雜誌類の數保護會社の數、
著書の數等を詳細に掲載せり今之れをいち／＼譯載するに於ては多くの紙面
を費すか故に其大略を左に譯出す
新聞及び雜誌 十一種あり一ヶ年の枚數を舉ぐれば一千九百乃至二千九百ペ

右 正員

齊藤岩三郎報す 城茨

シの多きに至れりと

著書 百四十八冊あり其著述年限は千八百八十五年より八十六年に至る二年間
なりと云ふ

保護會社 十五社あり而して少年の男又は女に屬する分過半以上とす他は一場
に區劃を設けて男女の少年を入れるものと丁年以上の者の保護會社なりと

右 正員

佐野 尙報す 京東

本會記事

●補佐員の減員 庶務補佐員小林三郎氏全飯島美敬氏の外當分補佐員は置かざるものとせり

●寄 贈

- | | | | | | |
|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 一 冊 | 一 冊 | 一 冊 | 一 冊 | 一 冊 | 一 冊 |
| 明治二十年埼玉縣監獄統計表 | 明治二十年熊本縣監獄統計表 | 明治二十年兵庫假留監年報 | 明治二十年高知縣監獄統計表 | 明治二十年佐賀縣監獄統計表 | 明治二十年愛知縣監獄統計表 |
| 埼玉縣第二部監獄課 | 議員 前田 素志君 | 兵 庫 假 留 監 | 高 知 縣 監 獄 課 | 議員 藤澤 正啓君 | 議員 長谷川四郎君 |

本會記事 正誤

(五六)

- | | | |
|-------------|----------------|----------|
| 一 宮崎新報 | 一部 | 宮崎新報社 |
| 一 日本 | 自第十八號
至第廿一號 | 政教社 |
| 一 愛育之友 | 一部 | 正員 寺井宗平君 |
| 一 明治會叢誌 | | |
| 一 教學論集 | 第六十二號
第六十三號 | 無外書房 |
| 一 スタチスチン雜誌 | 第三十二號
第三十三號 | スタチスチン社 |
| 一 淨土教報 | 三部 | 教報社 |
| 一 感化院主意書并規則 | 一部 | 正員 西村茂範君 |

●正誤 拜啓陳は吾輩陳横須賀監獄參觀記御通報申上置候處早速御登載被下難有奉深謝候就ては右參觀記中赤井署長と面晤せし際治獄上の談話なりとして在監人に對する購求食料取扱方の一件は全く吾輩の誤聞にして現今實施せらるゝ等の次第に無之唯如斯くしては如何やとの意見を有せらるゝの誤りに候間大に同君の職務上にも于係候と思料仕候得は本會雜誌第十一號誌上に右正誤方御取討被下度此段申願候草叙

明治廿二年二月廿四日

正員 木内憲治

大日本監獄協會編纂主任御中

右の外横須賀監獄赤井氏より申越されたる趣も有之に付同監獄に係る木内氏の通信は悉皆取消候事

●本號は二月中に發行すへきの處今三月に遅延したり會員諸君幸に之れを諒せられたし

●會告

一 會計に關する往復文書は 東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾宛
一 會計に關せざる往復文書は 東京牛込區北町三十番地主幹宇川盛三郎宛
右正員各位に廣告致し候事

明治二十一年十二月廿三日

●會費は自今左の名宛を以て御送附相成度此段正員各位に廣告致し候事
送金書狀宛名 東京集治監官舎石澤謹吾
郵便爲替振込先き 東京千住南組千住郵便局

大日本監獄協會役員

庶務局長	正員	石澤謹吾
調查局長	正員	宇川盛三郎
主幹(事務)	正員	宇川盛三郎
主幹(會計)	正員	關長 齋
庶務委員	正員	佐野 尙